経済産業省

ホテル業の
ベンチマーク制度
制度の概要

令和３年４月

資源エネルギー庁

ホテル業のベンチマーク制度の概要

ベンチマーク制度とは、同じ業種で、共通の省エネ指標（ベンチマーク指標）を設定することにより、省エネ取組を他社と比較できる制度です。ベンチマーク対象事業者は、「目指すべき水準」の達成を目指し、これを達成した事業者は省エネ優良事業者として社名を公表※しています。ホテル業のベンチマーク制度の対象事業者は、「工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準」別表第５に掲げるホテル業のエネルギーの年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で１，５００ｋｌ以上である事業者が対象となります。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/

別表第５　ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準　抜粋

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
8	ホテル業（旅館業法において旅館・ホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22 平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等２人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業）	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位　ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位　ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとの エネルギー使用量により加重平均した値 ①　宿泊・共用部門の面積（単位　平方メートル）に2.238を乗じた値 ②　食堂・宴会場の面積（単位　平方メートル）に6.060を乗じた値 ③　屋内駐車場の面積（単位　平方メートル）に0.831を乗じた値 ④　収容人数（単位　人）に-48.241を乗じた値 ⑤　従業員数（単位　人）に32.745を乗じた値 ⑥　年間の宿泊客数（単位　人）に0.152を乗じた値 ⑦　年間の飲食・宴会利用客数（単位　人）に0.030を乗じた値	0.723以下

ベンチマーク制度の対象事業者の詳細はＰ２参照

ベンチマーク指標の詳細はＰ３～Ｐ５参照

（参考）ベンチマーク対象業種一覧（令和３年４月１日施行）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	ベンチマーク目標
１Ａ	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ／t以下
１Ｂ	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150kℓ／t以下
１Ｃ	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360kℓ／t以下
2	電力供給業	火力発電効率Ａ指標 火力発電効率Ｂ指標	A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下
４Ａ	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下 再エネ使用率 72%未満：－23,664×（再エネ使用率）＋23,664MJ/t以下 再エネ使用率 72%以上　：6,626 MJ/t以下
４Ｂ	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
６Ａ	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ／t以下
６Ｂ	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ／t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh／百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業		308kWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ学部構成の大学の平均的なエネルギー使用量にて除した値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を当該パチンコホールと同じ規模、遊技機台数、年間営業時間のパチンコホールの平均的なエネルギー使用量にて除した値	0.695以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を当該事務所と同じ面積、職員数の事業所の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.700以下

ホテル業のベンチマーク制度の対象事業者について

以下の３つの条件すべてに該当するホテルのエネルギー使用量の合計が１，５００ｋｌ以上の事業者がベンチマーク制度の対象となります。

① 旅館業法において旅館・ホテル営業の許可を受けている宿泊施設（旧旅館営業は除く）
② 15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等２人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であるホテル
③ 朝食，昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテル

事業者全体の使用量	①～③を満たすホテルの使用量	定期報告	ベンチマーク制度
1,500kl以上	1,500kl以上	対象	**対象**
	1,500kl未満	対象	非対象
1,500kl未満	ー	非対象	非対象

例）〇〇株式会社
：５軒の宿泊施設を保有

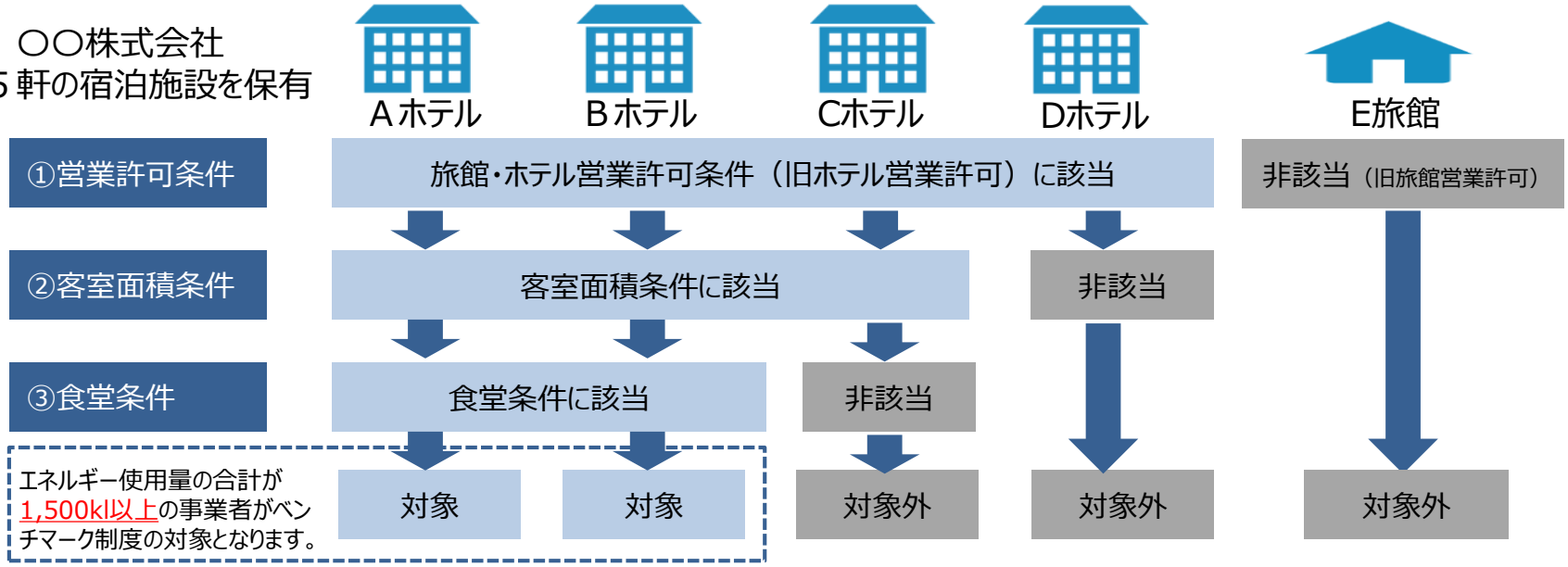

ベンチマーク指標の値の算出方法について①

ホテル業におけるベンチマーク指標は、当該ホテルのエネルギー使用量の実績値を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値とする。
ベンチマーク指標の値を算出するために、従業員数、宿泊客数、飲食・宴会利用客数等の下記に示した７つのデータは必ず取得すること。

Aホテルの
ベンチマーク指標
の値

$$= \frac{\text{Aホテルの エネルギー使用量の実績値(GJ)}}{\text{Aホテルと 同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量(GJ)}} = \text{〇.〇〇〇}$$

※下記の式より平均的なホテルのエネルギー使用量(GJ)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

規模要因

Aホテルの宿泊・共用部門面積（㎡）× 2.238 ＋ Aホテルの食堂・宴会場面積（㎡）× 6.060 ＋ Aホテルの屋内駐車場面積（㎡）× 0.831

＋

サービス要因

Aホテルの収容人数（人）× -48.241 ＋ Aホテルの従業員数（人）× 32.745

＋

稼働要因

Aホテルの宿泊客数（人/年）× 0.152 ＋ Aホテルの飲食・宴会利用客数（人/年）× 0.030

ベンチマーク指標の値の算出方法について②

事業者が２つのベンチマーク制度の対象ホテルを所有している場合

【STEP1】 ホテルごとにベンチマーク指標の値を算出する

①：**<u>Aホテル</u>**のベンチマーク指標の値を算出する

Aホテルのベンチマーク指標の値 ＝

$$\frac{\text{Aホテルのエネルギー使用量の実績値(●●●GJ)}}{\text{Aホテルの宿泊・共用部門面積(㎡)}\times 2.238 + \text{Aホテルの食堂・宴会場面積(㎡)}\times 6.060 + \text{Aホテルの屋内駐車場面積(㎡)}\times 0.831 + \text{Aホテルの収容人数(人)}\times -48.241 + \text{Aホテルの従業員数(人)}\times 32.745 + \text{Aホテルの宿泊客数(人/年)}\times 0.152 + \text{Aホテルの飲食・宴会利用客数(人/年)}\times 0.030} = ○.○○○$$

②：**<u>Bホテル</u>**のベンチマーク指標の値を算出する

Bホテルのベンチマーク指標の値 ＝

$$\frac{\text{Bホテルのエネルギー使用量の実績値(▲▲▲GJ)}}{\text{Bホテルの宿泊・共用部門面積(㎡)}\times 2.238 + \text{Bホテルの食堂・宴会場面積(㎡)}\times 6.060 + \text{Bホテルの屋内駐車場面積(㎡)}\times 0.831 + \text{Bホテルの収容人数(人)}\times -48.241 + \text{Bホテルの従業員数(人)}\times 32.745 + \text{Bホテルの宿泊客数(人/年)}\times 0.152 + \text{Bホテルの飲食・宴会利用客数(人/年)}\times 0.030} = △.△△△$$

ベンチマーク指標の値の算出方法について③

【STEP2】 事業者のベンチマーク指標の値を算出する

ホテルごとに算出した値をホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{Aホテルのエネルギー使用量の実績値（GJ）} \times \text{Aホテルのベンチマーク指標の値} + \text{Bホテルのエネルギー使用量の実績値（GJ）} \times \text{Bホテルのベンチマーク指標の値}}{\left(\text{Aホテルのエネルギー使用量の実績値(GJ)} + \text{Bホテルのエネルギー使用量の実績値(GJ)}\right)} = □.□□□$$

定期報告におけるベンチマーク指標の報告

定期報告とは、エネルギーの使用量（原油換算）1,500kl/年度以上の特定事業者等（特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を含む）が、毎年度７月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に提出いただくものです。ベンチマーク対象事業者は、定期報告の中で、ベンチマーク指標の状況をご報告いただく必要があります。

●特定ー第６表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					中長期計画書に記載したベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			
8	ホテル業	□, □□□ kl	□. □□□	□. □□□	□. □□□	□. □□□	□. □□□	□. □□□	○%	0.723

ベンチマーク指標の対象となるエネルギー使用量（実績）を記入する

ベンチマーク指標の値（実績）を記入する

記入方法は定期報告及び中長期計画書の記入要領を参照。

●特定ー第７表において、ベンチマーク状況に関する情報を報告する

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマーク制度の対象ホテルは、Ａホテル、Ｂホテルです。
ベンチマークの目指すべき水準との差は、０．７２３－□．□□□＝▲×．×××
＜未達理由＞
目指すべき水準が未達成だった理由は、・・・

（参考）ベンチマーク目標達成時の評価

『事業者クラス分け評価制度』における評価

ベンチマーク目標達成事業者は、『事業者クラス分け評価制度』において、原単位１％以上の低減を達成していなくてもＳクラス（優秀事業者）へ位置付けられます。

Ｓクラス
省エネが優良な事業者

【水準】　※1
①努力目標達成
または、　※2
②ベンチマーク目標達成

【対応】
優良事業者として、経産省ＨＰで事業者名や連続達成年数を表示。

Ａクラス
一般的な事業者

【水準】
Ｂクラスよりは省エネ水準は高いが、Ｓクラスの水準には達しない事業者

【対応】
特段なし。

Ｂクラス
省エネが停滞している事業者

【水準】　※1
①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加
または、
②5年間平均原単位が5%超増加

【対応】
注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

Ｃクラス
注意を要する事業者

【水準】
Ｂクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】
省エネ法第６条に基づく指導を実施。

※1　努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。
※2　ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。
　　ただし、ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半となる場合に限る。